

意見案第14号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書

本事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

令和6年12月13日提出

恵庭市議会議員 新岡知恵 柏野大介

(案文)

選択的夫婦別姓制度に関しては、平成3年から法務省法制審議会民法部会において、婚姻制度等の見直し審議が行われ、平成8年に、選択的夫婦別姓制度を含む「民法の一部を改正する法律案要綱」の答申が出された。この答申に基づき、国は平成8年及び平成22年にそれぞれ改正法案を準備したものの、国民各層に様々な意見があること等から、いずれも国会に提出するには至っていない。

令和3年6月23日に示された最高裁判所決定では、夫婦の氏についての制度のあり方は、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」とされ、補足意見として「国会において、この問題をめぐる国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するもの」と国会での議論の必要性を示している。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組みを進めているが、通称使用では、ダブルネームを使い分ける負担、本人や企業等の経済的なコスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題が指摘され、本年6月18日に日本経済団体連合会から「選択肢のある社会の実現を目指して」と選択的夫婦別姓の早期実現を求める提言書が提出された。

結婚に伴う改姓により社会的不利益・不都合や精神的苦痛を被る事例や、さらに個人のアイデンティティーの尊重、家族のあり方が多様化する中、選択肢を持てる法制度を求める声が広がってきている。

多様性を認める社会、個人の尊重と両性の本質的平等の観点から、世論の動向や最高裁での判断趣旨等を踏まえて、国会および政府は制度の在り方について責任をもって議論していかなければならない。

よって、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月13日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣 宛各通